

2 月県議会で、おさべ県議は連合委員会質問に立ち、知事に原発、TPP 問題について質問致しました。

2016・3 月二次連合委員会

(二次連合委員会質問；議案及び所管事項について知事に対し一問一答形式で質問。持ち時間 2 月議会は 40 分、それ以外は 30 分)

I 原発問題について

1 基準値振動について

おさべ；原子力規制委員会は柏崎原発において、基準地振動を了承。基準地振動については、過去の地震の平均像を基に策定されており、最大の地震を想定したものではないが、この基準地振動について所見を伺う。

知事；技術的な評価に関わることなので、専門家で構成された県の技術委員会で原子力規制委員会の評価について議論して頂くなど、県として対応してまいる。



2 基準地振動を超えた地震について

おさべ；東日本大震災以降、日本列島は大地震活動期に入ったとの指摘もある中、平成 17 年以降、中越沖地震を含めて 7 年間で国内四つの原子力発電所で想定した基準地振動を超える地震が 5 回も発生していることについて、知事の所感を伺う。

知事；基準地振動の策定について見直しがあったことは承知しているが、この評価については技術的なことなので、県の技術委員会で議論して頂くことで対応してまいりたい。

おさべ；基準地振動の計算の基礎になっている強振動予測レシピ（入倉式）を考案した入倉孝次郎教授本人が「基準地振動は計算で出た一番大きな揺れの値のように思われるが、そうではない。私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、これは地震の平均像を求めるものであり、平均からずれた地震はいくらでもある」と言っている。

また 2015 年 4 月に「万一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地振動を地震

の平均像を基に策定することに合理性は見出し難い」として福井地裁は高浜原発の再稼働を認めない仮処分を決定した。実に合理的な判断だと思うが所見を伺う。

知事；委員の指摘も含めて技術委員会で議論して頂く。

3 40年超の原発が最長20年延長可能となることについて

おさべ；福島第一原発事故後、原子炉等規制法の改正により、原子力規制委員会が認めれば20年を上限に運転期間の延長ができるという規定が盛り込まれ、この度初めて、新規制基準の適合審査に40年超の高浜原発1、2号機が事実上合格し、今後20年延長を目指すものと思われるが、40年超の原子力発電所が最長20年延長可能になることについて、知事の所感を伺う。



知事；福島事故の検証・総括がない中で国民の信頼が得られるか疑問である。

4 東電旧経営陣の強制起訴について

おさべ；未曾有の大事故にもかかわらず、これまで誰一人責任を問われないまま中、東電旧経営陣3人は検察審査会の議決に基づき強制起訴され、刑事責任が問われることになった。国会事故調は明らかに人災だったと断じており、裁判を通じながら真相が国民の納得のいく形で明らかになることを望んでいるが、強制起訴に対する知事の所見を伺う。

知事；東電で経営責任をとって辞任した人はいるが、自己責任は誰もとっていない。事故総括も終わっていない。15メートルを超える津波が来る可能性があるという試算もあった。なぜ事故が防げなかったかということについて明らかになっていない。司法の場で事故の原因がしっかりと究明され、責任の所在が明確になることを期待している。

5 再稼働の議論に関する知事答弁について

おさべ；本会議代表質問に答えて知事は「仮に安全が確認できたとしても再稼働の議論はできないとはこれまでも申し上げていない」と答弁。これまでの「福島原発事故の検証・総括がなされなければ再稼働の議論はしない」と答弁していたが、考えが変わっていない

のか伺う。

知事；再稼働については、その是非を判断する場合の最大のメルクマールは安全かどうかということである。県民の生命、安全、財産を守るということを最優先に考えて判断すべきであり、福島原発事故の分析を踏まえ、安全を確認しなければならない。その安全確認には、同じことを繰り返さないためには福島事故の検証と総括が不可欠であるという考え方に変わりはなく、これまでの答弁から変更はない。

II TPP について

1 TPP と国益について

おさべ；TPP の批准に際し、知事は国益が実現されるかどうか重要な判断のポイントなどと国益について幾度か言及されているが、知事の言う国益について伺う。

知事；国益とは、国家の利益。国家やその国すべての国民の利益であり、主に対外的な政策において用いられる概念というふうに認識している。

おさべ；TPP を批准する場合に農業や食の安全、医療など、国民生活の安心・安全への影響が懸念されるが、どのような分野で国益に関わる大きな影響があると考えているのか伺う。

知事；本県においては、特に農業分野についての影響を懸念している。ただ、現時点で国内対策のすべてが明らかにされているわけではない。仮に発行したとしても、協定による効果、影響が生じるまでには相当期間を要する。世界経済の状況など前提により大きな幅もある。どのような分野でどのように生じるのか、確定的に申し上げることは難しい。

2 批准の判断について

おさべ；TPP の批准によって、農業、食の安全、医療など国民生活の安全・安心に重要な影響を与える懸念が払拭されない場合は批准すべきでないと考えますが、知事の所見を伺う。

知事；TPP について、その効果や影響が国民生活に直結すると認識している。このため国内対策の効果、影響を十分見極め、国益を守れるか否かを総合的に判断する必要がある。それらの前提に立ったうえで国会での対応を決めるべきと考えている。

3 食品の安全性に関する懸念について

おさべ；食品の安全性に関する懸念について、知事は、12月議会で私の一般質問に答えて「国は、TPP協定には日本の制度変更が必要になる規定は設けられておらず、食品の安全を脅かすことはないとしている。一方、食品の安全性に対して、不安や懸念の声があることも事実である」とも答弁している。先に政府が協定の協定仮訳を出した中、これらの懸念について、知事はどのように調査されてきたのか。また、その結果として、食品の安全は脅かされることはないのか、まだ懸念はあるのかを含め、知事は、現在どのように考えているのか伺う。

知事；政府はTPP協定によって日本の食の安全に関する制度変更は行われたいとしている。しかし、協定が発効した場合に個別の協議などを通じて食品の安全基準が緩和されるのではないかと懸念の声があるので、引き続き国に要望するなど、県として必要な対応を行ってまいらる。

福祉保健部長；食品の安全性に対する懸念の調査について、国が主催する説明会に出席して情報を収集するほか、協定仮訳文を確認している。また、昨年11月、12月に実施した食の安全に関する県民アンケート調査において、県民の不安の声も頂いている。

おさべ；アメリカにはモンサンと法（遺伝子食品と病気との因果関係の証明責任は被害者—まだ州法だがいずれ連邦法になる）とFSMA（食品安全強化法—連邦法。この連邦法によって、遺伝子組み換え種子及び遺伝子組み換え種子用農薬が安全な食品であるとして守られている）があり、批准されれば必ず日本に入ってくる。アメリカで普通に流通して安全性も合法とされている食品を閉め出すのは非関税障壁になる。このような懸念はやはりあると思う。また、TPPはEPAやFTAに比べて遺伝子組み換え作物輸出国の義務が曖昧であり、輸出国の権利が強められている。また農産物の貿易を促進するための農業貿易に関する小委員会に作業部会が設置されており、遺伝子組み換え作物等の輸入が安全性を無視して拡大する懸念について所見を伺う。

知事；遺伝子組み換え作物に関する締約国の法令及び政策の採用または修正を求めるものではないという説明をしている。また、作業部会については、遺伝子組み換えに関する情報交換や各国間の協力を行う場であるとしている。仮に今後作業部会が設置されるということであれば、消費者の懸念に配慮して情報共有する場となるのか、貿易促進のための規制緩和の場となるのか見極めていく必要があると考えている。

4 衛生植物検疫措置や貿易の技術的障害措置による懸念

おさべ；「衛生植物検疫（SPS）措置」では、「衛生植物検疫小委員会」が設置され、海外の事業者が関与し、国内の独自の安全対策ができなくなる懸念や、輸入規制に関しては輸入国が科学的な証拠を提出する必要があるなど予防的措置が委縮しかねない等の懸念及び「税関当局及び貿易の円滑化」では、物品引取りの48時間以内のルールにより食品などの輸入検査方法が制限される懸念などがある。また、「貿易の技術的障害（TBT）措置」では、「透明性の確保」との関連で食品表示基準の策定において）海外の利害関係者が関与できる仕組みが導入され、厳しい食品の表示しようとしても、米国の事業者などの反対でできなくなるなどの懸念がある。これらの懸念について、知事の所見を伺う。

知事；政府は、TPP 協定はわが国の制度に変更を求めものではなく、食品の安全が脅かされることはないと説明している。しかし、委員がご指摘の懸念の声があると承知している。国は、仮に TPP が発効した後の効果や影響について、まずは十分な説明を早急に行うべきと考えている。

福祉保健部長；委員の懸念について、国は衛生植物検疫、SPS 措置では WTO の SPS 協定による各締約国が有する権利及び義務が制限されることはなく、貿易の技術的障害、TBT では WTO の TBT 協定の権利義務が維持され、食品の表示要件に関する日本の制度変更はないとしている。また、税関当局及び貿易円滑化では、食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制を強化している。

おさべ；WTO との比較でいえば、WTO の SPS 協定では、自国の厳しい基準を暫定的に用いることを認めていたり、開発途上国には例外措置を認めているが、TPP では透明性確保のために、制度、手続きを細かく規定し、事業者が関与できる道も開かれている、など TPP と WTO は似て非なるものである。

また、TPP では、リスク分析の手法がとられ、輸入国の輸入規制に関して厳密な科学的証拠を提出しなければ敗訴することになり、輸入国の予防的措置が委縮しかねないことや、自国の安全基準の策定に関して海外の事業者も注文できることにつながり国の主権が侵害されかねない、などの懸念が指摘されている。

新潟県民の安全を守る責任のある知事として、批准前にきちんと態度を決めて、国に対する働きかけをすべきと考えるが、どうか。

知事；委員ご指摘の懸念の声があることから、まず国に、TPP が発効した場合の効果や影響について十分な説明を早急に行うべきである。県として、今働きかけをしているところ。今後にも必要に応じて対応してまいります。

5 ISDS 条項について

おさべ；ISDS 条項について、知事は 12 月議会で、懸念は未だ解消されたわけではない、と答弁していたが、現在はどのような認識に立っているのか伺う。

知事；認識は未だ変わっていない。ただ、我が国企業の外国における投資の保護も必要と考えている。しかし、仲裁提訴の増加やわが国が敗訴した場合にさらに訴訟を招くという懸念もあるので、政府は応訴体制の整備を行うとしているので、これをまず整備すべきではないか。現在のところ、事業内容が明らかにされていないので、懸念は解消されたわけではない。一方で、我が国企業の保護強化をどうするのかということも考えなければいけないと認識している。

おさべ；国民皆保険制度の崩壊の懸念について、知事は、12 月議会で「崩壊する危険性と協定の締結がどの程度の蓋然性や因果関係を持つかの問題だ」と答弁しているが、現在はどのような認識か改めて伺う。

知事；認識に変更はない。一方不安や懸念の声があるということも事実と認識している。TPP による影響と国内対策について十分な説明を早急に行うよう引き続き国に要望するなど、県として必要な対応をしまいる。

そして、もう一つ考えるべきは、アメリカ大統領選挙。主要候補が軒並み TPP 反対と言っている。これは雇用を奪われるという認識が広がっているからだと思う。これは締約国にとってメリットになるという裏返しの可能性もある。これらも見極めていく必要があると考えている。

おさべ；今、アメリカの選挙如何でどうなるか解らないと言われた。だからこそ、県としては批准を急ぐべきではない。急ぐなら反対だ、という発想に知事はならないか。アメリカがどうなるか解らないのに、国は今会期中に批准をしようとしているが、おかしいとは思わないか。

知事；国会で議論しないと、地方からいくら言っても情報が出てこない。問題点も含めて明らかにならない。早急に国会で議論して頂きたい。

おさべ；国民皆保険の崩壊の懸念があるなら、国会の議論を待つのではなく、国会の批准前に、県としての対応を決めておくべきだ。そのために、TPP の条項を見ても懸念があるわけだからそれらを精査し、県としてどうするかを決め行動すべきことを指摘しておく。

さて、安倍首相は、1月の施政方針演説で、TPPに関し重要5品目は関税撤廃の例外を確保したと明言したが、協定案の本文及び付属文書には関税撤廃の除外規定を認める文言はなく、また発行の7年後の再協議などがあることから、重要5品目も関税撤廃の例外として担保されてはいないと考えるが、知事の所見を伺う。

知事；国からの説明では、「関係国の協議が整わなければ変更の必要はなく、今回の大筋合意も全体のバランスに配慮したぎりぎりのところでなされており、協定発効後に何らかの協議を行われる場合であってももしっかり対応する立場である」としている。しかしながら、協定に係る今後の国際的な環境変化については見通せない部分があり、国においては、どのような状況下にあっても国益を守るという対応をとって頂きたいと考えている。

知事政策局長；TPPの協定文及び関税撤廃の例外について、協定文の別段の定めがある場合を除くほかの部分については、協定の付属書の中の関税表で、重要5品目を含む多くの産品について関税撤廃の例外となる措置が規定されていると承知している。したがって、除外という言葉は使われていないが、この別段の定めというところで関税撤廃の例外を確保したと考えている。併せて、7年後の再協議条項についても全品目が対象となるので、守りと攻めを一体とした交渉が可能であるという性格であるとともに、関係国との協議が整わなければ、約束内容の変更は必要ないと国は説明している。

ここでTPP関連2問、教育関連2問残して時間切れ。

3月17日 三次連合委員会

(常任委員会での部局長質問で乾かない問題について改めて知事に一問一答で質問。2月議会のみ。持ち時間30分)

1 TPPに対する県の対応について

おさべ：総務文教委員会でも確認したが、「強手による効果・影響が生じるまでには相当期間を要する中、TPPによる効果や影響を推し量ることは前提条件によって大きく結果が異なるため、あまり意味をないものと考えている。」とする一方、「その効果や影響は国民生活に直結する。このため、国内対策の効果・影響を十分見極め、国益を守れるか否かを総合的に判断した上で、国会での批准の対応を決めるべきと考える」と答弁しているが、この答弁は県としてTPPに対する態度を明確にせず国に判断のすべてを委ねるように思うが、知事の所見を伺う。

知事；TPP については、条約の批准であり、国家の権限において対応するものである。しかし、TPP の効果や影響は国民生活に直結することから、県としては、これまでも、TPP による影響と国内対策について十分な説明を早急に行うことなどを国に要望してきたところだ、今後、国会での議論の中で、問題点が明らかになれば、知事会と連携して国に要望するなど、時機を失することなく、県として必要な対応をここなって参りたい。

2 TPP の受入について

おさべ；特にコメについて、知事はこれまで「少なくともコメについては、関税撤廃の対象から除外することは言うまでもなく、その代償としての特別枠の新設など、いかなる譲歩も行うべきではない」と述べているように知事によっては妥協すべきでない特別なものとする。しかし、TPP 協定は、コメの特別輸入枠が新設され、関税の維持も 7 年後の再協議など危ういものとする。それらの状況から、TPP 受け入れに当然反対するべきと考えるが、知事の所見を伺う。

知事；これまで国に対しては、国内の主食用米に影響を与えないよう断固たる姿勢で交渉に臨むべきと申し上げてきたところだ。これは、食料安全保障の観点も含め、稲作を中心に育まれてきた日本独自の伝統・文化や地域社会を絶対に守らなければならないとの考えによるものであり、ご指摘の発言も同様の趣旨で行ったものである。

TPP の受入の判断は、国内対策等の効果・影響を十分に見極めるなど、国益を守れるか否かを総合的に判断することが必要であり、国会において早急に十分な議論を行って頂きたいと考えている。